

更生保護法人日本更生保護協会 コンプライアンス規程

(目 的)

第1条 この規程は、更生保護法人日本更生保護協会（以下「本会」という。）の倫理規程の理念に則り、本会に適用又は適用の可能性のある法令、定款又は内部規程の遵守（以下「コンプライアンス」という。）上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 本会の役員及び職員（以下「役職員」という。）は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(組 織)

第3条 本会にコンプライアンス組織として以下のものを置く。

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) コンプライアンス委員会
- (3) コンプライアンス統括担当者

(コンプライアンス担当理事)

第4条 コンプライアンス担当理事は、常務理事とする。

- 2 コンプライアンス担当理事は、理事会に対し、定期的に本会のコンプライアンスの状況について、報告する。
- 3 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンス統括担当者を指揮監督して、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。

(コンプライアンス委員会)

第5条 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事を委員長とし、複数の外部有識者を委員として構成する。

- 2 コンプライアンス委員会は、以下の事項を遂行する。
 - (1) コンプライアンス施策の検討及び実施
 - (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
 - (3) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討

- (4) コンプライアンス違反関係者に対する処分の検討及び再発防止策の策定
- (5) 第3号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第4号の処分及び再発防止策の公表
- (6) その他コンプライアンス担当理事が指示した事項

(コンプライアンス委員会の開催)

第6条 コンプライアンス委員会は、委員長の招集により、毎年4月及び10月に定例委員会を開催する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、臨時委員会をいつでも招集することができる。

(コンプライアンス統括担当者)

第7条 本会の事務局にコンプライアンス統括担当者を置く。

- 2 コンプライアンス統括担当者はコンプライアンス担当理事の指揮監督を受け、コンプライアンス体制及びその整備にかかわる企画、推進及び統括を所管し、コンプライアンス体制の実効性を挙げるための方針や施策等を検討し、実施する。
- 3 コンプライアンス統括担当者は、コンプライアンス施策の進捗状況その他のコンプライアンスにかかわる事項をコンプライアンス担当理事及びコンプライアンス委員会に定期的かつ必要に応じて報告する。

(報告、連絡及び相談ルート)

第8条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス担当理事に報告する。ただし、内部通報規程に基づく通報等を行った場合はこの限りでない。

- 2 コンプライアンス担当理事は、前項の報告で、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある事象を知ったときは、直ちにコンプライアンス統括担当者に事実関係の調査を行わせ、対応方針を検討し、当該事象への対応を実施する。

(役職員のコンプライアンス教育)

第9条 本会は、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を定期的に実施するものとする。

(懲戒等)

第10条 役職員が第8条第1項に定める報告を適切に行わなかった場合には

懲戒処分に処する。ただし情状により処分を行わないこともできる。

- 2 懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が役員（監事を除く。以下本条において同じ。）の場合は戒告とし、職員の場合は、戒告、譴責、減給、出勤停止、降職・降格、諭旨退職又は懲戒解雇とする。
- 3 前項の懲戒処分は、コンプライアンス委員会の意見を聞き、理事会の決定を受けて理事長がこれを行う。

（改 廃）

第 1 1 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和元年 8 月 3 0 日から施行する。